

愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金（以下「補助金」という。）は、水素ステーションにおける燃料電池自動車の需要創出活動に要する経費に対し、予算の範囲内において企業等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本県が行う燃料電池自動車の需要創出活動に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。
- (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式及び移動式を含む。
- (3) 「需要創出活動」とは、水素供給設備の運用を通じて行う、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動や、水素ステーションの利便性確保に必要な活動をいう。
- (4) 「補助事業の完了」とは、需要創出活動・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- (5) 「FC商用車対応水素ステーション」とは、水素供給能力300(N m³/h)以上の規模でFCバスへ水素充填可能なプロトコルを有し、その他車両動線等FCバスの受け入れに支障がない水素ステーションをいう。

(補助金の要件)

第4条 補助金の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 愛知県内に設置され、市販の燃料電池自動車に充填可能な水素ステーションの運用を行っていること。または、今年度中に行う見込みがあること。移動式水素ステーションの場合は、愛知県内のみ、又は、主として愛知県内で運用していること。
- (2) 当該水素ステーションにおいて、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動や、水素ステーションの利便性確保に必要な活動を行っていること。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、前条第1号及び第2号をともに満たす者とする。
ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要する。

（補助対象経費及び補助金の交付額）

第6条 新規需要創出活動に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

- 2 前項に定める補助対象経費は、別表1のとおりとする。
- 3 補助金は定額補助とし、補助上限額は別表2のとおりとする。
- 4 補助金の額は、次の各号のいずれか低い金額とする。

（1）補助上限額

（2）補助対象経費（市町村等による交付がある場合はその金額を減じた金額とし、移動式水素ステーションを愛知県外でも運用する場合は、その割合を補助対象経費に乗じた額を減じた金額とする。）

（補助事業者の募集及び申請方法）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ様式第1による補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - （1）申請は、需要創出活動に用いる1設備毎に行われていること。
 - （2）別表3に定める書類が添付されていること。
 - （3）当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方消費税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請をすること。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、補助事業遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

（イ）消費税法における納税義務者とならない申請者

（ロ）免税事業者である申請者

（ハ）簡易課税事業者である申請者

（ニ）国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の申請者

（ホ）国又は地方公共団体の一般会計である申請者

（ヘ）課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確

定後の返還を選択する申請者

- (4) 国及び県等の他の補助金を重複して申請していないこと。（一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）及び公益財団法人北海道環境財団が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）を除く。）
 - (5) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額が明らかでないものについてはこの限りではない。
 - (6) 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと。
 - (7) 移動式水素ステーションの場合は、愛知県内での運用に関するものであること。
- 3 申請者は、第8条第2項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第2）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定と通知）

- 第8条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書を受け付けたときは、当該申請書類の内容が補助事業に合致するか確認する。
- 2 知事は、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。
 - 3 知事は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してその旨申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

- 第9条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

- 第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、計画変更等承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更するとき。
 - (2) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当

該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第6）を申請者に送付するものとする。

- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

（契約等）

第11条 申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争又は指名競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争又は指名競争に付すことが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。

（債権譲渡の禁止）

第12条 申請者は、第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第16条の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- （1）知事は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）知事は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（遅延等の報告）

第 13 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事故報告書（様式第 7）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

- （１）補助事業が予定の期間内に完了することができないとき。
- （２）補助事業の遂行が困難となったとき。

（実施状況報告）

第 14 条 申請者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第 8）を提出しなければならない。

（実績報告）

第 15 条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、次項の手続きにより補助事業の実績報告を行わなければならない。ただし第 13 条の場合を除く。

2 申請者は、実績報告書（様式第 9）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （１）活動費用支払証拠の写し
- （２）請求書の写し（内訳明細のあるもの）
- （３）需要創出活動報告書
- （４）その他知事が定めるもの

3 報告は、知事に送付、又は持参することにより行う。受付日は報告を受理した日とする。

4 申請者は、補助事業が 3 月 31 日までに終了しなかったときは、翌年度の 4 月 10 日までに年度末実績報告書（様式第 10）を知事に提出しなければならない。

5 第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 16 条 知事は、前条第 1 項の実績報告を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第 10 条第 3 項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに申請者に対して額の確定通知書（様式第 11）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 17 条 補助金は、補助事業完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算

払請求書（様式第 12）を知事に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第 18 条 補助事業者は、第 16 条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、7 日以内に精算払請求書（様式第 13）を提出しなければならない。

ただし、第 17 条第 2 項の規定による概算払いにより補助金の交付を受けた場合には、概算払精算書（様式第 14）を提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 19 条 知事は、第 10 条第 1 項第 3 号の規定による申請があった場合又は次の各号に該当すると認められる場合には、第 8 条第 2 項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- （1）申請者が法令、愛知県補助金等交付規則、本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合。
- （2）申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- （3）申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- （4）第 5 条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明した場合。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第 16 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項に基づく取消しをしたときには、交付決定取消通知書（様式第 15）により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還命令書（様式第 16）により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。この場合において、申請者は、規則第 18 条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

（補助事業の経理等）

第 20 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、補助事業の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（知事による調査）

第 21 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者等に対して調査等を行うことができる。

2 申請者等は、知事が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力し

なければならない。

- 3 第1項に規定する調査等は第17条及び18条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(知事によるデータ等の提供要請)

第22条 知事は燃料電池自動車の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して燃料電池自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者及び補助金の交付を受けた者等は、知事が必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第23条 知事は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

- 2 知事は、本事業の実施にあたって第7条第1項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、第三者に漏洩し又は第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(雑則)

第24条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3（2021）年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。

〔別表 1〕

以下の経費を対象とする。

対象経費	内 容
土地賃借料等	水素ステーション用地の土地賃借料又はそれに相当する経費 ただし、連結対象となる親会社、子会社、孫会社が保有する 土地に対する賃借料は対象外とする。
機器予備品の購入費	水素ステーション不具合時の早期復旧に不可欠な機器予備品 （必要最小限とする）の購入費のうち、固定資産に計上され ないもの ただし、水素ステーション以外の用途に転用可能な機器予備 品は対象外とする。

以下の経費については、補助対象外とする。

一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の
普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新
規需要創出活動補助事業）及び公益財団法人北海道環境財団が実施する二酸化炭
素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用
推進事業）の補助対象経費

減価償却費

固定資産税

増設・改造費

他用途と区別できない（併用する）経費

〔別表 2〕

補助上限額は、以下のとおりとする。

水素ステーションの規模・能力	補助上限額
① FC 商用車対応水素ステーション	10,000 千円
② FC 商用車非対応水素ステーション (①要件を満たさない中規模)	5,500 千円
③ 小規模・移動式 (水素供給能力 100 (Nm ³ /h) 未満)	5,400 千円

〔別表 3〕

申請に必要な添付書類は次のとおりとする。

(1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合（連名を含む） ①登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの、写し）、財務諸表（直近 2 ヶ年分）。ただし、地方公共団体の場合は不要。 ②その他知事が定めるもの
(2) 申請者が地方公共団体及び個人事業者の場合（連名を含む） ①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書 B（直近 2 ヶ年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの、写し）（個人事業者の場合） ②その他知事が定めるもの